

平成 2 9 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 最上町社会福祉協議会

【基本方針及び重点目標】

1. 基本方針

少子高齢社会などの社会環境の変化と、地域が抱える課題が多様化するなかで生活や健康への不安などの問題が深刻化しており、地域での人と人のつながりが、より重要となってきました。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、切れ目のないサービスを提供できる体制づくりが急務となっています。

そのため、地域福祉活動計画の基本理念「地域の絆をよりつよめ、誰もが安心して暮らせる、ぬくもりに満ちたまち」の実現を目指し、地域のみなさまと協力しながら地域福祉の向上に取り組みます。

新総合事業のスタートに伴い、地域ニーズを常に把握しながら、それぞれの地域の課題に対応できるような体制の整備と、新規事業として生活支援コーディネーターを配置して、より町及び地域との連携を強化して、支え合いによる地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

また、当町において冬期間の大きな課題である、雪問題を対応するため「雪国の生活にやさしいまちづくり支援事業」も2年目としてより強化していきます。

以上の基本方針に基づき、各関係機関・団体等のみなさま方との更なる連携を図りながら業務改善計画の推進と、第2次最上町社会福祉協議会組織改革と経営改善計画を推進していきます。

2. 重点目標

(1) 地域福祉活動の推進

近年、自分たちの地域は自分たちでつくるという気運が高まるなか、住民自らの手による特色ある地域づくり活動、地域課題の解決に向けた実践的な住民活動とともに、当町においても、さまざまな分野で住民が主体となった活動が活発に行われています。これまでの地縁組織や、集落でのサロン事業及び災害時要配慮者活動を通して行われてきた支え合い活動が今後も継続されるように、住民や集落、行政やボランティアなどと連携を図り、地域ニーズや社会資源を的確に把握して地域課題解決の取り組みをより具体的にすすめていきます。

(2) 健康づくり事業の推進

町民の健康づくりを推進するため、健康づくりに対する意識の向上とその目的に向けた具体的な実施方法の提案と各教室の開催を積極的に取り組み、町民一人ひとりが健康づくりの運動を生活習慣として取り入れられるよう推進します。

(3) 介護サービス事業の推進

ご利用者の体調維持及び向上を目指し、生きがいを持ちながらできる限り住み慣れた地域で、在宅生活が継続できるように支援していくことを目標としています。今後ますますニーズの多様化が進むことが予測されますが、ご利用者本人とご家族の介護サービス利用目的を達成できるように、ご利用者の声に常に耳を傾けながらきめ細かなサービス提供を図っていきます。また、職員の資質向上と各事業所の介護サービスの充実に努めていきます。

(4) 指定管理事業の推進

ウエルネスプラザ健康福祉増進施設は、町民の憩いの場、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションの供与を目的としています。近年、高齢者人口が増加する反面、センターの利用者数が減少している傾向にあります。町民から求められ施設の機能や町の介護予防施策の関連等を踏まえ、サロン活動の会場にするなど利用者の拡大を図っていきます。

また、陽だまりの家管理事業は、町内に在住する一人暮らしの高齢者や夫婦のみの生活に健康上の理由などで不安のある方が長く住み慣れた町で、安心・安全をモットーに健康で明るく自立した生活を送ることが出来るように居室の提供と生活の支援をする施設として管理運営を行います。

【具体的な事業計画と内容】

1. 社協活動事業

(1) 法人運営事業

① 役員会等運営事業

社会福祉法の改正により、理事会及び評議員会の在り方について見直され、更なる機能強化を図るとともに、特に評議員会は諮問機関から議決機関となることから新たなスタートとして推進していきます。

i. 会の運営

- ・ 理事会（5月、6月、10月、3月）
- ・ 評議員会の開催（6月、10月、3月）
- ・ 監事会の開催（5月）
- ・ 三役会議の開催（5月、10月、3月）

ii. 委員会の開催

- ・ 定例表彰者選考委員会

② 企画・運営事業

i. 機関紙「社協だより」、ホームページの内容充実

機関紙「社協だより」及びホームページの内容充実や親しみやすさの向上に努め、本会の事業はもとより各団体の活動も紹介しながら、社会福祉に対する町民の理解の促進を図っていきます。

ii. 関係機関及び各種団体との連携

・ 区長連絡協議会

区長連絡協議会と連携し、共同募金運動、歳末たすけあい運動、日本赤十字社活動及び地域福祉活動を推進していきます。

・ 民生児童委員協議会

福祉のまちづくりを推進するために定例会に参加し、民生児童委員活動との連携を密にするとともに、情報を共有して日赤活動や歳末たすけあい運動及び各種事業を推進していきます。

また、修学資金や低所得者世帯に対する生活福祉資金貸付事業での連携を図り、啓発活動を推進していきます。

- ・ **福祉関係団体及び社会福祉施設等**

福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている社会福祉施設等が、より良い福祉サービスの推進が出来るよう、情報を共有して連携を推進していきます。

- ・ **最北・最上管内市町村社会福祉協議会との事業連携**

最北ボランティアの輪連絡会議及び、最上地域社会福祉連絡協議会の会議や研修会へ参加し、情報交換等により事業の一層の充実を図ります。

iii. 社会福祉協議会長表彰事業

社会福祉事業従事者等の顕彰を通じ、永年の献身的尽力を労うことにより、地域福祉向上への意識高揚を図っていきます。

③ 地域福祉活動事業

i. 地域支え合い活動支援事業

- ・ **福祉共育の推進事業**

福祉の心（地域社会で暮らす高齢者や子ども、障がいのある人等さまざまな支えを必要とする多様な人々を理解する心、他人を思いやる心、自他の生命や人権、生き方を尊重する心、社会性を重んじる心など）の醸成を図りながら、大人も子どもも地域の中でともに生きる力を育んでいくための福祉のまちづくりを推進し、地域で暮らす人たち（地域住民も福祉課題を抱える当事者も）が相互に助け合い、支え合いながら地域のさまざまな福祉課題に自ら気づき、お互い共有し学び合い地域の福祉力を育んでいきます。

- ・ **ボランティア活動推進事業**

除雪ボランティア、趣味・特技を生かしたボランティア、介護施設でのボランティア等、本町では様々なボランティアが活動を行っています。現在ある資源をうまくコーディネートを行うとともに、新しいニーズに対し、関係機関と連携を図りながら、個人や団体、または集落とともに新たな社会資源の開発に努めます。

ii. 地域福祉活動育成事業

- ・ **健康福祉推進員事業**

地域で安心して自立した生活を営むために、共に助け合い、共に支えあうという意識を広め、地域でお互いの顔が見える人間関係づくりのために健康福祉推進員と連携して、健康づくりや心のつながりを目的としたふれあいの場（居場所づくり）を推進していきます。

- ・ **災害時要配慮者支援事業**

災害時に支援を必要とする高齢者等が、地域から孤立することを予防するため、要配慮者台帳整備の充実と、災害時には集落の支援活動が円滑に出来るよう、要配慮者マップの作製を通しながら、地域の協力者や福祉関係者とのネットワークづくりを進めます。

iii. 雪国の生活にやさしいまちづくり支援事業

本町が抱える雪の課題に対し、除雪ボランティアの担い手の発掘と、自主的に行う集落や任意組織に対し除雪ニーズとのマッチングを図り円滑な除雪ボランティアの推進に努めます。そのために、集落の調査を行い、間口除雪に関するニーズを把握し、関係機関と連携を図りながら新しい雪対策事業の構築を行政とともに推進します。

④ 生活支援コーディネーター事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たします。地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握しながら、地域包括支援センターとの連携を前提とした上でニーズとサービスのマッチングや新しいサービスの開発等を行います。

⑤ 障害者社会参加促進事業

障害者（身体障害者、知的障害者）を支援する居場所づくりの提供と、軽体操やゲーム、懇談会などのレクリエーション活動を支援していきます。

⑥ 介護職員初任者研修課程事業

町民の方々と、新庄北高等学校最上校の福祉コースの生徒を対象に、介護を行う上で、介護者に最低限必要な知識や技術、それを行う際の考え方を身につけてもらい、基本的な介護を行うことができるようにするために、個々の介護力の強化と、今後の介護人材育成を図っていきます。

⑦ スノーバスターズ事業の推進

除排雪ボランティアの仕組みづくりに対する支援を行い、除雪機材の貸し出しを行いながら、地域における除排雪ボランティア活動の推進及び地域コミュニティ機能の向上を図り、雪に負けない安全で安心に暮らせるまちづくりを推進します。

⑧ 総合相談事業の充実強化

- i. 行政相談員、人権擁護委員、ふれあい相談員の合同による総合相談所を開催します。
 - ・ 6月、9月、12月に開催
- ii. 毎月第1月曜日に交代制によるふれあい相談所を開催します。
- iii. 山形県社会福祉協議会及び、法務局の協力を得て相談機能の充実を図ります。
- iv. 内部研修会の開催や外部研修会への参加により、相談員の資質を高めます。

⑨ 生活福祉資金貸付事業と償還対策の推進

- i. 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）の貸付事業を実施してまいります。
- ii. 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）の貸付事業を実施してまいります。
- iii. 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）の貸付事業を実施してまいります。

- iv. 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）の貸付事業を実施してまいります。
- v. 制度活用の広報活動や滞納世帯への対応及び償還指導を促進します。

⑩ 福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用援助事業は、高齢者、障がい者（精神・知的）を対象としており、年々増加傾向にあり複数の問題を抱える利用者が増えてきております。サービスの必要な方へ適切なサービスを提供していくために県社協と連携して適切な事業推進を図っていきます。

⑪ 福祉団体育成事業

- i. 老人クラブ連合会
老人クラブ連合会及び、単位老人クラブと元気高齢者の指導育成を図っていきます。
- ii. 身体障害者福祉会
会員の高齢化に伴い、生きがいくつくりと健康増進・介護予防のため、積極的な各種大会・研修会への社会参加を促進と、会の指導育成を図っていきます。
- iii. 手をつなぐ育成会
各種大会及び研修会等への積極的な参加を促し会の指導育成を図っていきます。
・山形県手をつなぐ育成会福祉大会等へ参加を促進します。
- iv. 遺族会
戦没者遺族の福祉向上と会員相互の団結を維持し、会の健全なる運営に協力するとともに、町戦没者追悼式及び遺族大会を開催します。
- v. 町内ボランティア団体
町内における福祉活動の普及や、ボランティア活動を推進するためにボランティア団体の指導育成を図っていきます。

⑫ 日本赤十字活動の推進

- i. 災害救護活動体制の充実を図ります。
- ii. 救急法等の講習を開催します。
- iii. 運動の趣旨を明確にした広報活動を推進します。

⑬ 災害発生時の募金活動及び救援活動

災害発生時には、町や日本赤十字社及び共同募金会との連携により、救援活動と募金活動を実施します。

⑭ 敬老会事業の実施

- i. 敬老会対象者に記念品を贈呈します。
- ii. 敬老会式典及び敬老フェスティバルを開催します。

⑮ 戦没者追悼式事業の実施

遺族会との連携により、若くして尊い生命を祖国の礎として捧げられた諸英霊の顕彰に努めることと、若い世代や子供たちに命の尊さと平和の大切さを伝えていくよう、戦没者追悼式を開催します。

(2) 健康クラブ事業

健康クラブの利用拡大に向けて、フィットネスルームを活用したエアロビクス教室のメニューの多様化や、高齢者の機能回復訓練のための指導、さらには気軽に運動できる施設の利用に向けた広報拡大と、介護予防や健康運動の普及に力を入れるために、地域や学校等に出向き、健康づくりポイント制度の推進とともに町民の健康増進を図っていきます。

① 国保健康指導事業

広い年齢層の利用者への身体状況や健康づくりに対するニーズに合わせた健康づくり運動を実施します。

② 国保元気高齢者体力づくり事業

65歳以上を対象に一人ひとりの身体状況や健康づくりに対するニーズに合わせた健康づくり運動を実施します。

③ メタボリック対策事業

生活習慣病の予備軍となるメタボリックシンドロームを予防改善するために、手軽に取り組める有酸素運動を実施します。

④ 転倒予防教室（一般高齢者地域支援事業）

各集落に出向き、65歳以上の高齢者を対象に転倒予防を目的とした教室を実施します。

⑤ 元気はつつクラブ（総合事業）

地域包括支援センターとの連携を強化して、より活発な事業展開を図り参加者とのコミュニケーションづくりや身体状況に合わせた運動機能向上につながるよう推進します。

⑥ 足腰若返りクラブ

65歳以上の足や腰に不安を感じている人を対象に集団指導を足コース・腰コースと教室を2回に分けて開催し膝痛や腰痛などの予防につながるよう推進します。

⑦ いきいき脳トレクラブ

65歳以上を対象に認知症予防の脳トレと運動を組み合わせ介護予防や不活発症候群の予防につながるよう推進します。

⑧ 体力づくりサポート事業

町内の小学校に出向き、スポーツを通して体を動かすことの楽しさや体力づくりの大切さを伝えることを目標にした体育事業を推進します。

⑨ 体力づくり推進事業

町内の保育所等に出向き、その後の体力づくりサポート事業等に円滑に移行するために園児の体力づくりを推進します。

⑩ ウエルネス教室事業

最上病院との連携で、一般の方を対象に行う初心者から上級者まで楽しめるエアロビクス教室を推進します。

⑪ 子供の広場親子エアロビクス事業

子育て支援センターに出向き、未満児の親子を対象にふれあいや健康づくりを推進します。

⑫ ダイエットクラブ

一般成人を対象に募集を行いグループで励まし合い支えあえるサークル活動のような運動教室を推進します。

(3) 共同募金配分金事業

共同募金運動への一層の理解と参加を促進するために、町民や企業に効果的な広報活動を推進します。また共同募金配分金の使途を明確にすることにより充実した地域福祉活動を展開します。

① 配分金による事業展開

i. 高齢者福祉活動

- ・ 第40回福祉の旅事業
「北海道新幹線&フェリーで行く道央・道南」の旅
6月6日（火）～9日（金） ＊最少催行人数80名
- ・ 第42回シルバー体育レクリエーション大会の開催 7月上旬予定

ii. 障害福祉活動

身体障害者及び知的障害者や障害を持つ親の方の、社会参加を促進します。

iii. 児童・青少年福祉活動

各学校から介護体験学習の学生を受け入れ、福祉教育を推進します。

iv. 福祉育成・援助活動

各種関係団体への福祉活動の育成・援助活動を推進します。

② 歳末たすけあい運動の推進

民生児童委員協議会と連携して要支援世帯の調査を踏まえた上で、審査委員会を開催し、歳末たすけあい運動の一層の周知と充実した推進を図ります。

(4) ふれあい金庫貸付事業

低所得者・障害者・高齢者が経済的に自立するために、生活意欲の助長と在宅福祉の促進を目的として、一時的な生活困窮者への貸付事業を推進します。また円滑な事業を進めることと、利用者の安定な生活が送れるよう償還指導計画を強化していきます。

2. 介護事業

(1) 居宅介護支援事業

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効率的なサービスの提供に努め、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて適切な福祉サービスと保健医療サービスが利用できるよう、居宅サービス計画を作成して事業を展開します。

- ① 介護保険事業
- ② 町受託事業
 - i. 介護予防支援業務（総合事業）
 - ii. 介護予防ケアマネジメント（総合事業）
 - iii. 要介護認定調査

(2) 訪問介護事業

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

- ① 介護保険事業
 - i. 介護予防訪問介護事業（総合事業）
 - ii. 生活支援ヘルパー派遣事業（総合事業）
- ② 町受託事業
 - i. 軽度生活支援事業

(3) 訪問入浴介護事業

要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るための援助を行います。

- ① 介護保険事業
- ② 介護予防訪問入浴介護事業

(4) 通所介護事業

要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

- ① 介護保険事業
 - i. 介護予防通所介護事業
 - ii. 短時間デイサービス事業（総合事業）
- ② 町受託事業
 - i. いきいきデイサービス事業

(5) 障害者福祉サービス事業

心身障害者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他生活全般にわたる援助、並びに相談援助を行います。

- ① 障害者総合支援事業 身体、知的、精神障害者のホームヘルプサービス事業

3. 指 定 管 理 事 業

(1) ウエルネスプラザ指定管理事業

ウエルネスプラザ施設には医療・保健・福祉にかかわる多くの人材がおり、恵まれた施設とマンパワーを活用することにより効率性と効果のある管理運営を行い、常に利用者ニーズの把握に努めたサービス提供を行います。また一人でも多くの町民が生涯現役として活動できる為の「健康づくり」や「やすらぎと憩い」の場を提供し、満足のいくサービスを企画して利用の拡大を図ります。

① 大浴場と休憩室の利用拡大

町民のやすらぎと憩いの場を提供できるように、安全で町民等しく利用できる施設づくりを目指し町民の意見・要望を反映させて、より効果的な管理運営を推進します。

また、各集落で取り組んでいるサロン事業での活用を推進します。

② 施設を利用した行事の実施

季節に合わせた行事の開催や、イルミネーションなどにより施設利用者のための趣向を凝らした行事を展開することによって利用拡大を図ります。

③ 福祉農園販売所の提供

高齢者が栽培・採取した野菜や山菜の無人販売所として、出品者の自己管理によりる販売所として、高齢者の生きがい活動を支援していきます。

(2) 陽だまりの家指定管理事業

入居者が、自立した生活が出来るよう、生活相談・介護支援・交流支援を総合的に実施して高齢者の福祉と健康増進を図り、地域と変わらない生活を送ることができるよう、季節ごとに行事を開催するなど、生きがいもてる環境を推進します。